

津島市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について

1 条例改正の趣旨

市内企業の再投資しやすい環境整備や新規参入企業の誘致を促進するため、都市計画法第34条第12号の規定に基づき指定した区域の緑地面積率等を緩和するとともに、準工業地域、工業地域及び都市計画法第34条第12号の規定に基づき指定した区域の緑地面積に算入できる重複緑地算入率を緩和します。

2 工場立地法の概要

(1) 工場立地法の趣旨

工場立地法は、工場立地が周辺地域の生活環境との調和を図りつつ適正に行われることを目的として、生産施設、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合等を定め、一定規模以上の工場等を新設又は変更する際に、事前に市へ届け出ることを義務付けています。

(2) 準則による主な規制内容

特定工場は、緑地の面積率等、国の定めた基準を満たさなければなりません。

※法の施行日（昭和49年6月28日）にすでに設置されている工場等については、緩和措置が設けられています。

| 緑地面積率 | 環境施設面積率 | 重複緑地算入率 |
|-------|---------|---------|
| 20%以上 | 25%以上 | 25%以下 |

(3) 工場立地法第四条の二

市は、条例により、国が定めた緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準の範囲内で、緑地面積率及び環境施設面積率等について、国の準則に代えて適用すべき市準則を定めることができる。

| 区 域 | | 緑地面積率 | 環境施設面積率 | 重複緑地算入率 |
|-------|------------------------|-------------|-------------|---------|
| 第1種区域 | 住居の用に併せて商業等の用に供されている区域 | 20%超～30%以下 | 25%超～35%以下 | 50%以内 |
| 第2種区域 | 準工業地域 | 10%以上～25%以下 | 15%以上～30%以下 | 50%以内 |
| 第3種区域 | 工業地域、工業専用地域 | 5%以上～20%未満 | 10%以上～25%未満 | 50%以内 |
| 第4種区域 | それ以外の区域 | 5%以上～25%以下 | 10%以上～30%以下 | 50%以内 |

(4) 届出の対象となる工場（特定工場）

次の2つの要件に合致する工場が対象となり、これを「特定工場」といいます。

| | |
|-------|---|
| ①対象業種 | 製造業、電気・ガス・熱供給業者（水力、地熱発電所は除く） |
| ②面積要件 | 敷地面積 9,000 m ² 以上 または 建築面積 3,000 m ² 以上 |

3 本市の取り組み

- (1) 津島市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の制定
(平成24年3月28日) (本条例)

都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号で定める準工業地域と工業地域の緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合の緩和

- (2) 津島市総合特別区域法第23条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定
(平成27年6月30日) (別条例)

国際戦略総合特区の指定を受けた区域の緑地面積率(5%以上)及び環境施設面積率(5%以上)、重複緑地算入率(40%以下)の緩和

- (3) 都市計画法第34条第12号区域の指定(平成27年11月24日告示) (別条例)

津島市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例に基づき市街化調整区域において、指定の業種の工場・研究所も建設が可能となる2地区(白浜地区 6.5ha、宇治地区 7.2ha)を指定

4 条例改正の内容

都市計画法第34条第12号の規定に基づき指定した区域を工業地域と同様に緩和するとともに、準工業地域、工業地域、都市計画法第34条第12号の規定に基づき指定した区域の緑地面積に算入できる重複緑地算入率を緩和し、積極的な企業誘致を行うため、国の定める基準の範囲内で、次の通り引き下げます。(施行期日：平成28年7月1日)

■現行

| 区 域 | 緑地面積率 | 環境施設面積率 |
|-------|-------|---------|
| 準工業地域 | 10%以上 | 15%以上 |
| 工業地域 | 5%以上 | 10%以上 |

■改正後

| 区 域 | 緑地面積率 | 環境施設面積率 | 重複緑地算入率 |
|------------|-------|---------|---------|
| 準工業地域 | 10%以上 | 15%以上 | 40%以下 |
| 工業地域 | 5%以上 | 10%以上 | 40%以下 |
| 34条12号指定区域 | 5%以上 | 10%以上 | 40%以下 |

参考：県内では、江南市と大口町が市街化調整区域全域の緑地面積率等の緩和を行っている。

※用語の意味

- 「緑地」 樹木が生育する区画された土地等（樹林地、低木地、芝生地など）
- 「環境施設」 緑地及びこれに類する施設で、周辺地域の生活環境の保持に寄与するよう管理がなされているもの（緑地、噴水、屋内外運動施設、広場など）
- 「緑地面積率」 敷地面積に対する緑地の面積の割合
- 「環境施設面積率」 敷地面積に対する環境施設の面積の割合
- 「重複緑地」 他用途施設と重複した緑地（屋上緑化、駐車場緑化、壁面緑化など）
- 「重複緑地算入率」 緑地面積に算入できる重複緑地の割合

5 参考

